

第107号議案

島根県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

島根県公害健康被害認定審査会条例（昭和49年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第45条第4項」を「第45条第3項」に改める。

第6条中「はかって」を「諮って」に改め、同条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（組織）

第2条 審査会は、委員15人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。